

## 蕨市文化活動事業助成金選考基準

平成29年9月28日制定

### 1. 助成対象者及び助成対象事業

以下の項目を満たすこと。ただし、蕨市の文化・芸術の発展に資する等、特に教育委員会が認めるものはこの限りでない。

- (1) 蕨市内に活動の本拠を有し、かつ、蕨市内で一定の活動実績があること。
- (2) 団体の事業費では実施することの出来ない、特別に行う大規模な事業であること（周年事業等）。
- (3) 団体の会員だけでなく、広く蕨市民を対象とした事業であること。
- (4) 原則として蕨市内で助成対象事業を実施すること（市外で実施する合理的な理由がある場合はこの限りでない）。
- (5) 実施日及び会場、事業内容が具体的に計画されていること。また、事業を完遂できる見込みがあること。

### 2. 助成の制限

一度助成を受けてから3年間は助成を受けることはできない。ただし、団体の周年記念事業については、原則として10年単位とする。

### 3. 助成金額

助成金額を決定するにあたり、以下の経費は当該事業費から除いて計算する。

#### ①収入の部

チケット等	自己資金でないため。
-------	------------

#### ②支出の部

備品購入費	備品、記念碑、永続的に使用する看板等
食糧費	役員・講師弁当代、祝賀会食事代、打ち上げ飲食代等
記念品代	表彰者及び参加者（観客含む）への配布物、講師へのお土産等
人件費	団体事務、事業記録を行う者の人件費 謝礼として支出した場合、物品を贈与した場合も同様
その他	当該事業の実施に関係のない経費

### 4. 帳簿等の保存

助成事業にかかる帳簿や証拠書類の原本は、事業実施の翌年度4月1日から5年間、団体において保存する。

※この基準は、平成30年度の助成事業から適用する。